

山梨県森林総合研究所試験研究評価実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、「山梨県立試験研究機関における評価指針」に基づき、山梨県森林総合研究所（以下「研究所」という。）の試験研究及び機関運営に関する評価（以下「試験研究評価」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(試験研究評価の種別)

第2条 試験研究評価は、研究所が実施する試験・研究課題の評価（以下「課題評価」という。）及び研究所の機関運営全般の評価（以下「機関評価」という。）とする。

(試験研究評価の実施)

第3条 試験研究評価は課題評価会議及び機関評価会議で実施する。

2 課題評価会議及び機関評価会議の構成員及び運営については別に定める。

(課題評価の対象)

第4条 課題評価は、研究所が実施するすべての試験・研究課題を対象とする。ただし、国等において評価を受ける試験・研究課題は、課題評価の対象から除く。

(課題評価の種類及び内容)

第5条 課題評価の種類及び内容は、次のとおりとする。

- 一 事前評価 試験・研究課題の選定時に、試験研究に着手することの適切性・妥当性について行う評価
- 二 中間評価 5年以上の期間にわたる試験・研究課題について、一定期間を経過した時点で当該試験研究の進捗状況等について行う評価
- 三 事後評価 試験研究終了後、研究目標の達成状況について行う評価
- 四 追跡評価 試験研究終了から一定期間経過後、成果の普及・活用状況等について行う評価

(課題評価の項目)

第6条 課題評価の項目は、評価の種類ごとに次のとおりとする。

一 事前評価

- イ 研究の必要性
- ロ 研究内容の新規性
- ハ 研究目標、研究計画の妥当性
- ニ 研究予算、研究体制の妥当性

二 中間評価

- イ 研究計画の進捗度

三 事後評価

- イ 研究目標の達成度

四 追跡評価

- イ 研究成果の普及・活用状況
- ロ 総合評価

(機関評価の対象)

第7条 機関評価は、研究所における組織管理、試験研究・普及啓発業務等機関運営全般を対象にする。

(機関評価の項目)

第8条 機関評価の項目は、次のとおりとする。

- 一 組織及び施設等の整備状況
- 二 研究の実施状況
- 三 普及指導の実施状況
- 四 研修の実施状況
- 五 普及啓発活動

(評価結果の活用と報告)

第9条 試験研究評価の結果は、研究所の試験研究体制、機関運営の改善等に適切に反映させるとともに、「山梨県森林総合研究所研究推進要綱」(平成6年3月30日山梨県林務部長決裁)に定める森林総合研究所研究推進

会議に報告する。

(評価結果の公開)

第10条 研究所は、個人情報及び企業秘密の保護、知的財産権の取得等に十分に配慮し、試験研究評価の結果及びこれに基づいて講じた措置を公開する。

(庶務)

第11条 評価会議の庶務は森林研究部に置く。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、評価会議の運営に関して必要な事項は別途定める。

附則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。ただし、機関評価に関する規定は、山梨県森林総合研究所機関評価実施要領細則に定める日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。